

家族の多様化と非典型家族の現状

松信 ひろみ

駒澤大学文学部准教授

1. はじめに

本稿では、①典型家族の形成と衰退、②非典型家族の現実と先進諸外国の対応、③家族の多様化と非典型家族の今後、について検討してゆく。

私たちの多くは、結婚や家族とはこうあるべきものという認識をもっているが、そうした社会通念としての典型的な結婚・家族のありかたは、戦後に形成され、普及していったものにすぎない。それは、高度経済成長期という特殊な社会的背景のもとでは非常に機能的なものであったが、社会経済的な状況が変化した現代では、必ずしも典型的なものとはいえなくなっている。

結婚・家族は明らかに多様化の方向に向かっている。しかし、多様な家族、典型からはずれた非典型家族は、問題家族として捉えられ、逸脱した家族

であるからと政策の視野から排除され、保障の恩恵を受けるならば典型家族を目指すように仕向けられているのが現状であるといえよう。だが、いまや非典型家族は逸脱、マイノリティでは片付けられない。結婚・家族の多様化は避けられない現実であって、先進諸外国では、こうした多様な結婚・家族のありかたを保障する方向で動いている。日本においては、未だに典型家族を家族の基準としているが故に、非典型家族は、さまざまな問題、課題を抱えているといえよう。

2. 典型家族モデルの形成と衰退

2-1. 典型家族モデルの形成と普及

そもそも私たちが典型的と考えている結婚・家族とは、どのようなものであろうか。さまざまな側面から捉えることができるが、結婚のありかたとしては、①適齢期での皆婚、②永続的な婚姻関係、③届出婚、が挙げられ、家族のありかたとしては、④性別役割分業に基づく核家族、が挙げられる。これらの要件を満たす結婚・家族のかたちが戦後、そして高度経済成長期を通じて形成され、典型家族とみなされるようになった。

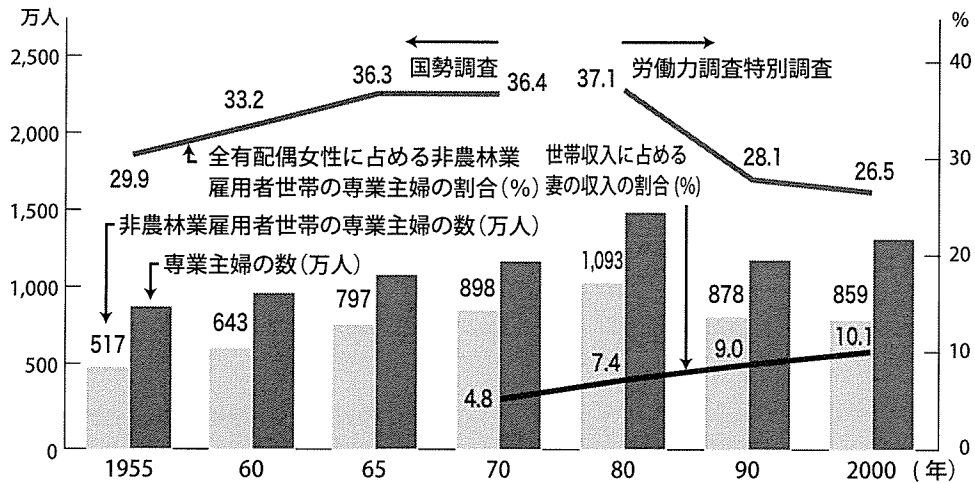
1950年代から1970年代までは、男女ともいわゆる結婚適齢期（男性26.7歳、女性24.5歳で当時の平均初婚年齢とほぼ合致する）と呼ばれる年齢に、8割から9割が結婚するというまさに、皆婚の時

まつのぶ ひろみ

1965年生。上智大学文学部社会学科卒。上智大学大学院文学研究科社会学専攻博士課程後期修了。長岡大学産業経営学部専任講師を経て、現在、駒澤大学文学部准教授。

主要著書に、『少子化時代のジェンダーと母親意識』（共著）、『新世紀の家族さがし』（共著）、『国際比較：仕事と家族生活の両立—日本・オーストリア・アイルランド』（共訳）などがある。

図表 1 専業主婦の推移



(注) 非農林業雇用者世帯の専業主婦の数は、夫が雇用者(非農林業)で妻が非労働力(無業)の人口、専業主婦の数は、全有配偶女性で非労働力の人口。

出所) 井上輝子、江原由美子編『女性のデータブック第4版』有斐閣、2005、p85、図37-1より

代であった。こうした状況の背景には、戦後の民法改正により、結婚は家系の存続のためではなく、個人的なものになったにもかかわらず、私たちの人生上には、結婚、家族形成というイベントが欠くべからざるものとして存在していたこと、また男性は家族の扶養者という立場になって初めて、社会的にも一人前とみなされたこと、そして、女性には結婚適齢期に結婚、職場を退職し、一家の稼ぎ手である夫に内助の功を尽くすことが期待され、結婚適齢期を超えて就業することが困難であるような社会環境が存在したことなどが挙げられる。これまで、典型家族の形態とみなされてきた「サラリーマンと専業主婦と子どもからなる核家族」は、落合や山田も指摘しているように、日本においては第二次世界大戦後、高度経済成長期に普及したものなのである(落合、2004; 山田、2005)。今でこそ、労働力人口の約85%が雇用者であるが、戦前は60%以上が第一産業を中心とする自営業者であり、戦後になって日本の中心産業が第二産業へ移行したことによって雇用者率が高まっていった。それに伴い、図表1にみるように既婚女性の専

業主婦化が進行していったのである。終身雇用、年功序列といった日本型雇用慣行の対象となった男性は生涯雇用者となったが、女性は結婚までの一過性の雇用者に過ぎず、適齢期に結婚し、専業主婦となっていたのである。

山田は、こうした典型家族のありかたを戦後家族モデルと呼んでいるが、戦後家族モデルは、高度経済成長期という時代にはまさに機能的な家族であり、また高度経済成長という経済的な安定性があったからこそ普及した家族のありかたであるといえる(山田、2005)。「夫は仕事、妻は家事育児」という性別役割分業を前提とした家族では、専業主婦が家事や子育てを一手に引き受けることによって、夫は仕事以外のことは一切免除され、一家の唯一の稼ぎ手として職場での仕事に専念することができた。男性(夫)が職場で仕事に励むことは、本人や家族にとっては、現在の高収入、そして将来的には昇進・昇給による社会的な身分保障になったばかりでなく、会社や日本社会にとっては、会社の発展、高度経済成長という日本経済の発展にも貢献した。そして、こうした性別

分業による家族は、山田も指摘するように、唯一の稼ぎ手である男性（夫）の経済的安定性（終身雇用、年功序列など）があったからこそ実現できたかたちであったといえよう。

また、戦後の一貫した少子化傾向の中で、この時代は、子どもの数が安定していた時代でもある。高度経済成長期は、高学歴化の幕開けの時代であり、子どもに十分な教育をさせるのなら、2、3人がよいという考え方が浸透し、戦後の医療技術・衛生状態の向上、家族計画の普及と相まって、「子どもは二人」の核家族という典型モデルが出来上がった。

さらに、この時代の結婚の特徴といえば、普通離婚率が1.0を切る状態を維持しており、離婚率が低位安定を保っていたということである。この水準は、世界的にみてもかなり低い値である。また、婚外子率も1%にも満たないという世界的にみても非常に低い数値を保っており、届出による婚姻が前提となっていることを示している。

そして、税制と社会保障面でも、こうした典型家族を基準に、例えば、配偶者控除、配偶者特別控除、第三号被保険者制度などが作られてきたといえよう。

こうして戦後から高度経済成長期にかけて形成、普及した典型家族は、1980年代前半までは、確かに家族形態の主流であり、社会的にも機能的であったかもしれない。しかし、1980年代からその様相は変化の兆しを見せ始める。

2-2. 典型家族モデルの衰退と結婚・家族の多様化

1980年代後半から1990年代前半にかけてのバブル経済期を迎える頃から、結婚や家族をめぐる状況は大きく変化してくる。山田が「パラサイト・シングル」と名づけたように、親と同居しながら独身生活を謳歌する若者が増え、こうした若者が未婚化・晩婚化傾向に寄与するようになった。2005年の国勢調査によれば、男性の25歳から29歳の未婚率は72.6%、30歳から34歳の段階でも47.7%が未婚という状態である。女性に関しても25歳から29歳の未婚率は59.9%、30歳から34歳でも32.6%と、

かつての結婚適齢期における皆婚からは程遠い状況である。結婚適齢期という言葉もかつてのような意味をもたなくなっている。しかし、未婚者の9割は、いずれは結婚するつもりとしており、全く結婚の意志がないというわけではなく、単に結婚を先延ばしにしているにすぎない（国立社会保障・人口問題研究所『第13回出生動向基本調査』）。

こうした未婚化・晩婚化の背景には、親による扶養期間の長期化などさまざまな要因が指摘されているが、家族の扶養責任をもって男性を一人前とみなすような社会的状況が薄れてきたこと、1986年に施行された男女雇用機会均等法により、女性に対する早期退職、結婚退職の強要がなくなったことなどから、ある一定の年齢までに結婚しなければいけないという社会的な強制力が薄れたことも考えられる。さらに、近年の場合は、雇用環境の悪化から、高度経済成長期のような男性の安定雇用、安定収入が見込めなくなったことも大きく影響していると思われる。私たちの多くは、未だに典型家族を一般的な家族モデルとみなしている。そうした中で、典型家族を実現するには、男性の安定雇用が必須であり、男性はそうした立場にない男性はなかなか結婚できず、また、女性はそうした状況にある男性がなかなか見つからずに結婚できない状態に陥っていると考えられる。そして、結婚の先延ばしは、生涯独身である可能性を高めている。国立社会保障・人口問題研究所の一般人口統計によれば、1965年には、生涯未婚率（50歳時点で未婚である確率）は男性1.50%、女性2.53%であったが、2000年には男性12.57%、女性5.82%となっている。

さらに、たとえ結婚したとしても、夫がサラリーマンで、妻が専業主婦という家族は、1980年を境に減少の一途をたどっている。専業主婦の減少傾向は既に図表1でみたとおりだが、平成17年度の労働力調査（総務庁）によれば、35歳から64歳の妻が就業している世帯はおよそ57%であり、専業主婦家庭が典型とは言いがたい状況になっていることを示している。

さらに、2005年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した『第13回出生動向基本調査』によれば、少子化といわれる中で、久しく2.20以上を維持してきた完結出生児数（結婚持続期間15～19年の初婚の妻を対象とした出生児数の平均）が初めて2.09となり、夫婦の子ども数の減少傾向がみとれる。子ども数の内訳をみると、0人の割合がそれまでの3%台から5.6%に、1人が9%前後から11.7%に上昇している一方で、3人と4人の割合が減少している。これまでは、結婚さえすれば、子どもは2人から3人もつといわれていたが、このように夫婦の子ども数も減少傾向にあり、子どものいない夫婦、子どもが1人の家族も増加しつつある。

このようにみえてくると、「夫はサラリーマン、妻は専業主婦、子どもは二人の核家族」という典型家族はもはや典型ではなくなりつつあるといえよう。

そしてまた、これまで低位安定を保ってきた離婚率も、1970年代後半から上昇し始めている。厚生労働省の『人口動態統計』によれば、2002年の普通離婚率は過去最高の2.31であり、離婚数も過去最高の289,836件が記録されている。2005年は、普通離婚率が2.08、離婚件数は261,929件と減少しているが、これは2007年に導入される離婚時の年金分割制度をにらんでの一時的な傾向ではないかと思われており、2007年以降はまた増加するだろうといわれている。離婚に対する人々の意識も1970年代までは、圧倒的に離婚はすべきでないという意見が多かったものの、2002年の段階では過半数の女性が相手に満足できないときは離婚してもよいと答えている（内閣府『男女共同参画社会に関する国際比較調査』）。そしてまた、離婚の増加に伴って、再婚も増加している。1960年代には婚姻総数の10%程度であった再婚が2003年には24%になっており、さらに、未婚子をもつ夫婦の離婚が全離婚件数の60%を占める現状を考えると、ステップファミリー（夫か妻のどちらか一方に前の結婚でもうけた子どもがいる再婚家族）の増加も予想される（野沢他、2006）。バツ1、バツ2などといった離婚回数にかか

わる言葉の流行は、まさに離婚に対する容認度の高まりと再婚の可能性を示すものであり、これまでのように結婚は生涯一度きりという結婚の永続性は前提ではなくなり、さらに、従来はあまり認識されることなかったステップファミリーという新しい家族のかたちも増加しているといえよう。

さらに、婚姻に際しての届出制の前提も（いわゆる婚姻届を出すという）、1980年代後半からおこってきた選択的夫婦別姓への動きの中で問われはじめている。女性も結婚後も就業し続ける機会が増える中で、結婚によって姓を変更しなければならないことが仕事上不都合である、もともと慣れ親しんできた個の一部である姓を変えたくない、戸籍制度に反対といった理由から別姓を求める動きがあるが、現行の民法では夫婦同姓が原則であるため、婚姻届を出す別姓を通すことができない。そのため、婚姻届を出さずに事実婚という形で別姓を実現しようという人々が、数としては多くはないが、少しずつみられるようになってきている（善積、1997）。日本では長らく1%未満であった婚外子率も2002年には1.9%と僅かながら増加傾向をみせている。

3. 非典型家族の現実と先進諸外国の対応

3-1. 非典型家族の現実

このように、家族は多様化の傾向をみせているが、まだ、典型家族を所与とするような社会的しくみの現状では、典型家族以外のかたちをとる家族は、様々な問題、課題を抱えている。

そもそも、私たちは一生の間に一度は結婚し、典型家族を形成するのがあたりまえとされてきた。したがって、結婚をせずに一生独身で過ごす場合、また子どもをもたずに夫婦二人で人生を送る場合、社会的な偏見は少なくなったものの、特に老後は家族による介護が期待される中で、さまざまな困難を抱えることになるだろう。

また、共働き家族（特に夫婦ともにフルタイムの場合）では、配偶者控除など税制上の恩恵を受けられ

図表 2 共働き夫妻・夫が有業で妻が無業夫妻・有業未婚男女の 1 日あたりの生活時間 (2001 年)

(単位：時間・分)

| 行動の種類 | 共働き (夫と妻が雇用されている人) | | | | 夫が有業で妻が無業 | | | | 有業未婚 | | | |
|-------------|--------------------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|
| | 平日 | | 日曜日 | | 平日 | | 日曜日 | | 平日 | | 日曜日 | |
| | 妻 | 夫 | 妻 | 夫 | 妻 | 夫 | 妻 | 夫 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 |
| 15歳以上人口(千人) | 8,246 | 8,259 | 8,476 | 8,505 | 9,331 | 9,319 | 9,465 | 9,466 | 8,013 | 10,196 | 8,145 | 10,365 |
| 生理的時間 | 10.48 | 10.49 | 12.17 | 12.43 | 11.33 | 11.00 | 12.28 | 12.55 | 11.26 | 10.52 | 13.10 | 12.33 |
| 収入労働時間 | 6.14 | 9.44 | 1.29 | 2.19 | 0.05 | 9.25 | 0.03 | 2.18 | 8.12 | 9.08 | 2.47 | 2.59 |
| 家事労働時間 | 3.54 | 0.16 | 4.45 | 1.08 | 7.19 | 0.18 | 5.48 | 1.15 | 0.44 | 0.13 | 1.28 | 0.39 |
| 余暇時間 | 3.04 | 3.15 | 5.27 | 7.49 | 5.04 | 3.17 | 5.41 | 7.31 | 3.37 | 3.46 | 6.35 | 7.49 |

出所) 独立行政法人国立女性教育会館『男女共同参画統計データブック—日本の女性と男性—2006』ぎょうせい、2006,p70,表5-2より

ないばかりでなく、図表2にみるように、家事育児といった従来は専業主婦に期待されてきた役割が、たとえ就労していても妻の役割となっている現状がある。これは、日本の職場における長時間労働の慣行が是正されず、特に男性労働者にそうした働き方を求める傾向があるため、共働きであっても、男性が家庭にかかわる時間をもちにくいという現状、そしてたとえ仕事をもつていても、家事育児は女性の仕事という意識が強いことから生じているといえよう。2005年から次世代育成支援対策推進法が施行され、職場での長時間労働の慣行を是正しようとする動き、男性の育児休業取得率を上げようとする動きはあるが、まだ実態は大きく変わっておらず、世界的な動きであるワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）からは程遠いのが現状である。そうした意味で、夫婦ともフルタイムの共働き家庭では、男性が家庭生活にかかわりにくい、そして女性は家事育児のために十分な仕事時間を確保できないという問題があるだろう。

また、離婚、再婚に伴うステップファミリーに関しては、外見からは区別されにくいため、あまり意識されてこなかった。しかし、実際は家庭内での新たな親子関係の構築などの問題を抱えることが多い。これまで、離婚による母子家庭に対する生活保護、援助

などの社会保障制度はあったものの、こうしたステップファミリーへのサポート、支援体制は十分ではない。また、従来は離婚後親権をもたない親と子の関係性は断絶されてしまうことが多かったが、離婚あるいは再婚後の同居していない親と子どもとの関係性をどのように維持してゆくかも課題として浮かび上がってきている。

さらに、事実婚およびそれに伴う婚外子に関しては、選択的夫婦別姓法案の浮上から、社会的な認識は高まっているが、法案実現の可能性は低い。そもそも、現行の戸籍制度に反対という場合は別だが、別姓法案が通れば婚姻届を出そうと思っている夫婦も少なくないが、いずれにしてもこうした形態をとっている家族は、配偶者特別控除などの税制上の恩恵が受けられない。婚外子に関しては、妻の姓しか選択できない、出生届の際の嫡出、非嫡出のチェックや遺産相続上の差別など様々な社会制度上の差別がある。そればかりではなく、特に婚外子に関しては「かわいそう」という社会的認識が存在する。近年、日本特有の「できちゃった婚」なるものが増加しているのも、子どもは法的に手続きをとった（届出をした）夫婦から生まれるものという嫡出子の前提が意識として強いといえよう。2004年には全出生数に占める婚姻期間10ヶ月未満で出産したケース（いわゆる

できちゃった婚)の割合が約27%になっているが(厚生労働省『平成17年度人口動態統計特殊報告』)、嫡出子の前提が、日本における婚外子率の上昇を抑え、できちゃった婚の増加となって現れているといえるだろう。

3-2. 先進諸外国の対応

以上のような状況は日本ばかりではなく、先進諸外国に共通してみられる現象であるが、ことに、スウェーデンに代表される北欧諸国、そしてフランスなどでは、家族の多様化に対応するかたちで法改正による社会保障整備などをすすめてきており、また、アメリカでは市民団体組織によるステップファミリーも支援体制を整えてきている。

スウェーデンは、全出生の約6割が婚外子と、世界的にみても婚外子率が高くなる国であるが、1988年のサムボ(同棲)法の施行により、同棲カップルとその子どもに対して、婚姻法の適用というかたちで、法的な婚姻届を出したカップルと同等の社会的保護を保障している。婚姻法は、同じく1988年に施行されたもので、夫婦の双方が家事育児、経済活動を分担しあうことを規定し、また、課税単位を世帯ではなく、個人単位とすることで、夫婦共働きを推奨した。そして、父親だけが取得できる育児休業期間を作るなど、男性の育児参加も促進する社会的しくみを作ってきた。さらに、1982年には夫婦の同姓・別姓選択の自由が認められており、2003年には新サムボ法により、同性のカップルにも婚姻法の適用を広げるに至っている。こうした背景に基づき、共働き、同棲、さらには男性女性同士のカップルも社会的保護の適用を受けることになり、たとえ婚外子でも制度上はもちろん、社会的偏見差別を受けにくい状況となった。

フランスでは、そもそも家族政策の視野に婚外子が含まれており、婚姻届を出した場合と同等の保障が得られることから、婚外子出生率は全出生の40%以上を占める。さらに、2000年にパックス(連帯市民協約)が施行された。パックスは法的な結婚よ

り社会的保障の程度は劣るが、パックスの登録をすることにより、届出をしない同棲よりは社会的保護を得られ、また同性では法的な結婚ができないが、パックスは同性でも登録ができるようになっている。さらに、夫婦の姓は、もともと別姓が原則となっており、妻は夫の姓を使用することもできるし、結合姓を使用することもできるということになっている。

また、アメリカは離婚大国であると同時に再婚も多い。離婚率は、日本のほぼ倍程度である。そのため、非常に早い段階からステップファミリーの支援組織が結成されている。全米ステップファミリー協会(SAS)は1977年に創設され、既にステップファミリーを形成している人々が、これからステップファミリーを形成しようとするカップルに助言をする、実際に問題に直面した人たちに専門家からアドバイスをするといった形で、ステップファミリーの支援、問題解決の手助けをしている(野沢他、2006)。

多くの先進諸外国でも、1950年代、60年代は、日本で考えられてきたような典型家族を家族の標準モデルとみなしてきた。しかし、1970年代以降の多様な家族の出現に対して、逸脱、典型家族に回帰させなければならないものとは位置づけずに、多様化の傾向を受け入れ、それらの非典型家族を保障する方向に動いてきたのである。

4. 家族の多様化と非典型家族の今後

近年、様々な格差論が展開される中で、家族の格差も指摘されているが、そこで問われているのは、未婚か既婚か、共働きか専業主婦家庭か、夫あるいは夫婦の職業(就業形態)は何かといったことを基準とした経済格差の問題である。しかし、これまで検討してきたように、典型家族と非典型家族という観点から家族の現状を検討すると、経済格差以外の格差が浮かび上がってくる。典型家族をとらないゆえに抱える問題、課題は多い。そしてその問題、課題は、家族の社会的な位置づけの格差から生じているといえるのではないだろうか。典型家族が標準的な家族と

位置づけられているために、非典型家族は社会的に認識されにくく、家族のかたちとして位置づけられにくい。それゆえに、多くの問題を抱えてしまっているように思われる。家族の多様化が避けられないことを現実と認識し、社会制度上はもちろん、私たち個人の認識も家族の多様化、非典型家族のかたちを受け入れる姿勢を整えることで、非典型家族の抱える問題は多少なりとも改善される方向に動いて行くのではないだろうか。■

《参考文献》

- 井上輝子・江原由美子編『女性のデータブック(第4版)』有斐閣、2005
- 落合恵美子『21世紀家族へー家族の戦後体制の見かた・超えかた(第3版)』ゆうひかく選書、2004
- 高橋菊江・折井美耶子・二宮周平著『夫婦別姓への招待』有斐閣選書、1993
- 独立行政法人国立女性教育会館『男女共同参画統計データブックー日本の女性と男性2006』ぎょうせい、2006
- 内閣府経済社会総合研究所・(財)家計経済研究所『スウェーデンの家族生活ー子育てと仕事の両立ー』国立印刷局、2005
- 野沢慎司・茨木尚子・早野俊明・SAJ編著『Q&Aステップファミリーの基礎知識』明石書店、2006
- 山田昌弘『迷走する家族ー戦後家族モデルの形成と解体』有斐閣、2005
- 山田昌弘『新平等社会ー「希望格差」を超えて』文芸春秋、2006
- 善積京子『〈近代家族〉を超える』青木書店、1997
- ロランス・ド・ベルサン著(斉藤笑美子訳)『ボックスー新しいパートナーシップの形』緑風出版、2004